

答申第3号（諮問第2号）

答 申

審査請求人 ●●●●●●
●● ●●

諮問実施機関 長浜市長

第1 審査会の結論

審査請求人 ●●●●●●（以下「審査請求人」という。）が令和7年1月29日付けで提起した長浜市長（以下「諮問実施機関」という。）による公文書非公開決定処分（長商工第10059-1号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが相当である。

第2 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、存在されると強く思慮される記録を公文書として扱い、その公開を求める。

第3 審査請求人の本件処分に対する主張

- (1) 庁議付議書（市政の総合的、横断的な重要施策等について審議し、及び決定する庁議に付議する事項の概要について記載し、庁議を所管する部署に提出するもの。以下同じ。）の記載から、令和6年5月14日の市長レク時に同席した担当者がその内容を書き残したもの（以下「A」という。）があると考えられる。
- (2) 庁議付議書の記載から、商工振興課は農業振興課と協議を行い、その記録（以下「B」という。）が保存されていると考えられる。
- (3) 長浜市及び滋賀県の公開文書の記載から、令和6年6月10日には商工振興課と滋賀県産業立地課との面談があったことが分かり、その対応記録（以下「C」という。）が残されているはずである。

- (4) 保存箱管理票の公開を求めたが、これも不存在とされた。
- (5) 職員の備忘録であっても公文書と位置づけ、公開するべきである。
- (6) 市の政策形成プロセスを検証するためにも、記録を残し、文書を作成することは重要である。適正な文書作成及び管理並びにその公開を求める。
- (7) 最初の公開請求に対する部分公開時に決定通知書が手交されなかったこと、及び保存箱管理票の公開請求に対し、その不存在の連絡の際に請求取下げの意向確認があったことが不可解である。

第4 諮問実施機関の弁明

諮問実施機関は、本件審査請求は棄却されることが適当であるとし、次のように弁明している。

(1) Aについては、一時的に発言記録をメモしていたかもしれないが、庁議付議書に記載した時点で廃棄しており、公開請求時点において存在しなかった。

仮にメモが残っていたとしても、職員個人の備忘録であり、組織的に用いるものとして管理しておらず、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号。以下「条例」という。）第2条に定義する公文書には該当しないため、公開の対象とはならない。

(2) Bについて、庁議付議書の「協議をした部署」欄には、産業用地開発事業の候補地に関する情報を、兼務職員を通じて共有している所属名を記載しただけで、農地規制解除において重要となる滋賀県農政課への相談も実施できなかったことから、実際に協議を行ったわけではなく、したがって協議内容記録は存在しない。

(3) Cについて、滋賀県職員により事前の予約なしに行われた訪問に係るものであり、重要な決定に関する協議を行ったという認識はなく（これは米原市も同様の認識）、担当者に訪問があったという記憶はあるものの、一般的な電話対応または来庁対応と同様に対応記録は作成しておらず、不存在とした。

第5 審査請求人意見書の趣旨

諮問実施機関が行った非公開決定は受け入れられない。審査会には、関係文書の「インカメラ審理」を実施し、非公開決定の可否を判断していただきたい。

Aは、「組織的に用いる」行政文書にもかかわらず、1年を満たずに廃棄されたことが信じられない。

商工振興課と農業振興課との協議は行われたはずで、Bは存在するはずである。弁明書において、上記2課の協議が重要視されていないのは不自然である。

Cについて、弁明書の記述の詳細さから、何らかの記録の存在が推測される。また、飛び込みの来訪とはいえ軽微な案件とせず、記録すべきものとする。

情報公開制度の運用に関し、文書不存在の場合の詳細説明を求めるとともに、文書管理の実務に関しても改善点がある。審査会には、これらについて議論いただき、答申の付言において言及いただきたい。

第6 審査会の判断

1 本件処分について

(1) 審査請求人は、令和6年12月27日付けで諮問実施機関に対し、A、B及びCの公開を求める公文書公開請求を行った。

(2) 諮問実施機関は、A、B及びCが不存在であることを理由に令和7年1月10日付けで公文書非公開決定を行った。

(3) 審査請求人は、令和7年1月29日付けで本件処分の取消しを求め、諮問実施機関に対して審査請求を行った。

2 条例及び長浜市文書管理規程（平成18年長浜市訓令第49号。以下「規程」という。）の定め

(1) 条例第2条第2号

公文書 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。

(2) 条例第7条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(3) 規程第2条の2第1項

実施機関の職員は、実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することが

できるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書管理システムによりこれらの内容を記載した公文書（以下「起案文書」という。）を作成しなければならない。

3 検討

審査請求人が存在すると思慮し、その公開を求めるA、B及びCについて、諮問実施機関は存在しないとする。このことについて、以下検討する。

(1) Aについて

審査請求人は、Aは組織的に用いる公文書であり、諮問実施機関がすでに廃棄したと弁明していることについて、異を唱えている。

審査会が、商工振興課に対して行った聞き取り調査において同課は、令和6年5月14日の市長レクでは、後日の庁議に付議する事項に係る資料について最終確認を行ったのであり、修正の指示等はなく、メモを取らなかったと述べた。審査会は、「市長レク」とは、市長及び副市長（以下「市長等」という。）への事前説明（レクチャー）のことであり、その内容は、重要案件等について市長等と協議するものではなく、庁議へ付議する案件について、市長等に対し説明するものであることを確認し、この「市長レク」においてメモを取らなかったことは不自然ではないと判断した。また、審査会による電子データを含む関連公文書の見分において、Aの存在は確認できなかった。

以上のことから、諮問実施機関がAは存在しないとして非公開とした決定に不合理な点はない。

(2) Bについて

審査請求人は、商工振興課と農業振興課との協議は行われたはずであり、その記録が存在するはずと主張する。一方、諮問実施機関は弁明書において、上記の協議は行われず、その記録は存在しないとし、庁議付議書の「協議をした部署」欄には、産業立地推進室の兼務辞令を受けた職員が在籍し、産業用地開発事業の候補地に関する情報を共有している所属の名称を記載したに過ぎないとしている。

審査会による聞き取り調査において商工振興課は、農業振興課の課長代理が産業立地推進室の兼務辞令を受けており、当該課長代理と情報共有はしていたが両課間の協議はしていなかったとし、その理由として、農地規制解除に係る権限を有しない農業振興課について、協議をする対象としては認識していなか

ったと述べた。審査会は、両課間の協議が行われなかったことからその記録が存在しないのは不自然ではないと判断した。また、審査会による関連公文書の見分において、Bの存在は確認できなかった。

以上のことから、諮問実施機関がBは存在しないとして非公開とした決定に不合理な点はない。

(3) Cについて

審査請求人は、令和6年6月10日に滋賀県の担当職員（以下「県職員」という。）が来庁し、商工振興課と面談した際の記録が存在すると主張する。

これに対し諮問実施機関は、県職員による訪問は、事前の日程調整なしに、また短時間で行われたものであり、重要な決定に係る協議や報告であったとは認識せず、対応記録の作成はしなかったと弁明するが、審査請求人は、その記述の詳細さから、何らかの記録が存在するはずと主張する。

審査会による聞き取り調査において商工振興課は、県職員の来訪時の発言は、それまでに何度も聞いていたことと同様で、重要な報告であるとは認識せず、記録するに及ばないと判断し、記録は作成しなかったと述べた。このことから審査会は、その記録が存在しないのは不自然ではないと判断した。また、審査会による関連公文書の見分においてCの存在は確認できなかった。

以上のことから、諮問実施機関がCは存在しないとして非公開とした決定に不合理な点はない。

しかし、商工振興課が県職員の来訪時の対応について記録するに及ばないと判断し、その記録の作成をしなかったのは、第7 付言で述べるとおり適切とはいえないのではないと思われる。

4 その他

審査請求人は、保存箱管理票に関する非公開決定についても述べているが、これは本件処分とは別の処分であることから、当審査会はこれについて判断しない。

5 結論

以上によれば、本件審査請求は理由がなく、第1記載のとおり答申する。

第7 付言

本件処分に当たっては、非公開決定の理由としての「文書不存在」について、詳細かつ具体的な説明を付記するべきであった。これは、諮問実施機関に限らず、

長浜市の各実施機関において、今後の適切な対応が望まれる。

なお、Cに関しては、のちに県と市の認識の違いにより齟齬が生じたことを鑑みれば、事業実績の合理的な跡付けや検証のため、一連の交渉経過を含め、規程に基づき記録を作成するのが適切であったと思われる。

【審査会の経過】

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査及び審議を行った。

年 月 日	処理内容
令和7年2月12日	実施機関からの諮問及び弁明書の提出
令和7年2月28日	審査請求人から意見書の提出
令和7年3月17日	審議及び審査請求人からの聴取
令和7年4月21日	調査、審議及び諮問実施機関からの聴取
令和7年5月21日	審議
令和7年6月2日	答申

令和7年6月2日

長浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 駒 林 良 則